

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 |
|---|--|--|
| | | いて適用され、同日前に行われた株式交換又は株式移転により取得をする有価証券については、従来どおり適用されます。 |
| (10) 移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例（法令119の3①、改正法令附則9②） | ○ 清算中法人等に係る株式評価損が損金不算入とされたことに伴い、所要の整備が行われました。 | 平23. 6. 30以後に行われる評価換えについて適用され、同日前に行われた評価換えについては、従来どおり適用されます。 |
| (11) 外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による換算（法令122の2、改正法令附則10） | ○ 清算中法人等に係る株式評価損が損金不算入とされたことに伴い、所要の整備が行われました。 | 平23. 6. 30以後に行われる評価換え等について適用され、同日前に行われた評価換え等については、従来どおり適用されます。 |
| (12) 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（法令122の12①五、改正法令附則11） | ○ 連結法人との間に完全支配関係がある清算中の内国法人など一定の内国法人の株式又は出資で、その価額が帳簿価額に満たないものが、時価評価資産から除外される資産に追加されました。 | 平23. 6. 30以後に終了する連結開始直前事業年度又は他の内国法人の同日以後に終了する連結加入直前事業年度終了の時に有する資産について適用されます。 |
| (13) 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例（法令123の9⑦⑧、改正法令附則12） | ○ 一定の適格分割等が行われた場合で、特定保有資産の譲渡等損失額の損金不算入額を移転時価資産価額及び移転簿価資産価額によるときのその算定の対象となる資産から、自己の株式又は出資が除かれました。 | 平23. 6. 30以後に行われる一定の適格分割等について適用され、同日前に行われた一定の適格分割等については、従来どおり適用されます。 |
| (14) 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益（法令123の11①五、改正法令附則13） | ○ 清算中法人等に係る株式評価損が損金不算入とされたことに伴い、所要の整備が行われました。 | 平23. 6. 30以後に行われる非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の有する資産について適用されます。 |
| (15) 確定申告書等の添付書類（法規33一、35二、37の10一、37の12二、37の17二、61②一、改正法規附則2、5、7、8） | ○ 確定申告書等の添付書類に、過年度事項の修正の内容を記載した書類を追加することとされました。 | 平23. 4. 1以後に開始する事業年度（平23. 6. 30前に終了する事業年度を除きます。）の確定申告書等について適用され、平23. 4. 1前に開始した事業年度（同日以後に開始し、かつ、平23. 6. 30前に終了する事業年度を含みます。）の確定申告書等については、従来どおり適用されます。 |
| (16) 会社更生等による債務免除等があった | ○ 更生手続開始の決定があった場合又は再生手続開始の決定等の事実が生じた場合（一定の評定を行う場合に限りま | 連結親法人事業年度が平23. 4. 1以後に |

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 |
|---|---|---|
| <p>場合の欠損金の損金算入額の計算（法令155の2②、改正法令附則16）</p> | <p>す。）に損金算入の対象となる欠損金額から期限内の連結欠損金個別帰属額を控除しないこととされました。</p> | <p>開始する連結事業年度（平23. 6. 30前に終了する連結事業年度を除きます。）分の法人税について適用され、連結親法人事業年度が平23. 4. 1前に開始した連結事業年度（連結親法人事業年度が同日以後に開始し、かつ、平23. 6. 30前に終了する連結事業年度を含みます。）分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> |
| <p>(17) 個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用（法令155の6）</p> | <p>○ 個別益金額又は個別損金額を計算する場合の届出等の手続について所要の整備が行われました。</p> | <p>—</p> |
| <p>(18) 連結欠損金の繰越し（法81の9⑤四、法令155の20⑨、23年6月改正法附則14）</p> | <p>○ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用により損金算入される金額がある連結事業年度（以下「適用連結事業年度」といいます。）以後の各連結事業年度においては、適用連結事業年度終了の日の属する連結親法人事業年度開始の前日7年以内に開始した各連結事業年度において生じたその適用に係る連結法人の連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額のうち当該損金算入される金額から成る部分の金額は、ないものとされました。</p> | <p>連結親法人の平23. 4. 1以後に開始する適用連結事業年度（平23. 6. 30前に終了する適用連結事業年度を除きます。）の連結所得に対する法人税について適用されます。</p> |
| <p>(19) みなし連結欠損金額の帰属連結事業年度等（法令155の19⑦、改正法令附則17①）</p> | <p>○ 適格合併等に伴う欠損金の引継ぎ制限措置について、所要の見直しが行われました。</p> | <p>平23. 6. 30以後に行われる適格合併について適用され、同日前に行われた適格合併については、従来どおり適用されます。</p> |
| <p>(20) 連結欠損金個別帰属額等（法令155の21②六、⑤、改正法令附則2）</p> | <p>○ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の規定により損金算入された金額のうち、ないものとされた連結欠損金額は法人税法第59条の適用に係る連結法人の連結欠損金個別帰属額から控除することとされました。</p> | <p>(18)と同様となります。</p> |
| <p>(21) 確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付（法133②、23年6月改正法附則1三口、15）</p> | <p>○ 更正等による所得税額等の還付金に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日（更正の請求に基づく更正である場合には、更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日）までの期間を除外することとされました。</p> | <p>平24. 1. 1以後に支払決定又は充当をする還付金に係る還付加算金について適用されます。ただし、その還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、従来どおり適用されます。</p> |
| <p>(22) 確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付（法134②④、法令174②、23年6月改正法附則1三口、15、改正法令附則1一）</p> | <p>○ 更正等又は決定による中間納付額の還付金に係る還付加算金の計算期間について、次のとおり見直しが行われました。 イ 更正等（ロに該当する場合の更正を除きます。）により中間納付額の控除不足額が増加した場合の還付金について、確定申告書の提出期限の翌日から更正等の日の翌日以後1月を経過する日（更正の請求に基づく更正である場合には、更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日）と還付金の支払決定日（又は充当日）とのいずれか早い日ま</p> | <p>平24. 1. 1以後に支払決定又は充当をする還付金に係る還付加算金について適用されます。ただし、その還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、従来どおり適用</p> |

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 |
|--|---|--|
| | での期間が還付加算金の計算期間から除外されました。 ロ 国税通則法第25条の規定による決定に係る更正(更正の請求に基づく更正を除きます。)により中間納付額の控除不足額が増加した場合の還付金について、その更正が後発的事由に基づき行われた更正である場合には、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日と還付金の支払決定日(又は充当日)とのいずれか早い日までの期間が還付加算金の計算期間から除外されました。 | されます。 |
| (23) 国内源泉所得に係る所得の金額の計算 (旧法令188①十八、改正法令附則19) (法22の十四、法令4の3⑨、23年6月改正法附則11) | ○ 外国法人の日本支店が内国法人に対して行う現物出資に係る課税繰延べ要件について、事業継続要件及び株式管理要件が廃止され、適格現物出資については課税繰延べできるとされました。 また、この改正に伴い、現物出資後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合の取戻し課税が廃止されました。 | 外国法人が平23.6.30前に行った現物出資については、従来どおり適用されます。 |
| (24) 罰則 (法159③④、163①②、23年6月改正法附則1一ロ、92) | ○ 確定申告書等をその提出期限までに提出しないことにより法人税を免れた者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされました。 | 平23.8.30以後にした行為について適用され、同日前にした行為については、従来どおり適用されます。 |
| (25) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (措法57の10③、68の59③) | ○ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額に係る割増措置について、適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。 | — |
| (26) 商工組合等の留保所得の特別控除 (措法61①) | ○ 適用期限が平成24年3月31日まで1年延長されました。 | — |
| (27) 技術研究組合の所得計算の特例 (措令39の21、改正措令附則23) (措法66の10①、68の94) | ○ 対象となる試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備が除外されました。 ○ 適用期限が平成25年3月31日まで2年延長されました。 | 平23.6.30以後に技術研究組合法により賦課する金額をもって取得又は製作をする試験研究用資産について適用され、同日前に同法により賦課した金額をもって取得又は製作をした試験研究用資産については、従来どおり適用されます。 — |
| (28) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (措令39の22②十三、措規22の11の3、改正措令附則24) | ○ 適用対象業務に独立行政法人農畜産業振興機構が行う豚肉の取引価格の低下により生ずる損失を補填するための業務に係る基金に係る業務が追加されました。 | 平23.6.30以後に支出する負担金について適用されます。 |
| (29) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例 (旧措令39の23⑰、措令39の23①一、③⑰、措規22の12⑥、改正措令附則25) | ○ 認定特定非営利活動法人の認定要件等について、次の改正が行われました。 イ パブリック・サポート・テスト要件に、従来の判定基準(イ)に加え、新たに(ロ)及び(ハ)の基準が追加され、これら3つの基準を選択適用できるとされました。 (イ) 実績判定期間内における総収入に占める寄附の割合が5分の1(20%)以上であること (ロ) 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること | 平23.6.30以後の認定申請から適用され、同日前に行った認定の申請については、従来どおり適用されます。 |

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 |
|---|---|--|
| <p>(措法66の11の2⑨⑩⑪、23年6月改正法附則60)</p> | <p>(ハ) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に条例において指定した特定非営利活動法人であること</p> <p>ロ 初回の認定申請におけるパブリック・サポート・テスト要件等の実績判定期間が2年とされました。</p> <p>ハ 小規模法人の特例措置について、適用期限の定めがなくなりました。</p> <p>○ 認定特定非営利活動法人の認定が取り消された場合、みなし寄附金の額の損金算入額の合計額について取戻し課税を行うこととされました。</p> <p>なお、認定特定非営利活動法人制度に係る改正の詳細は「認定特定非営利活動法人制度改正のあらまし(平成23年7月)」(パンフレット)をご確認ください。</p> | <p>同上</p> <p>—</p> <p>平23. 6. 30以後に開始する事業年度において損金算入したみなし寄附金について適用されます。</p> |
| <p>(30) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例 (措法67の3①、68の101①、措規22の16①、22の78、23年6月改正法附則62、77)</p> | <p>○ 免税対象肉用牛の要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 免税対象牛の売却頭数要件の上限が年間1,500頭(改正前は年間2,000頭)に引き下げられました。</p> <p>ロ 免税対象牛の範囲から売却価額80万円以上(改正前は100万円以上)の交雑牛が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで3年延長されました。</p> | <p>平24. 4. 1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> |
| <p>(31) 特定目的会社に係る課税の特例 (措令39の32の2、措規22の18の4①、改正措令附則26、改正措規附則11)</p> | <p>○ 特定目的会社に係る課税の特例について次の改正が行われました。</p> <p>イ 機関投資家の範囲に海外年金基金(届出時における純資産額が100億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行ったもの)に限り、追加されました。</p> <p>ロ 2以上の種類の優先出資を発行する場合における国内募集割合を50%超とする要件に係る資産流動化計画への記載又は記録については、それぞれの種類の優先出資ごとに行う旨を明らかにする改正が行われました。</p> | <p>特定目的会社の平23. 6. 30以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、特定目的会社の同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> |
| <p>(32) 投資法人に係る課税の特例 (措令39の32の3③、措規22の18の4①、改正措令附則27)</p> | <p>○ 投資法人に係る課税の特例について次の改正が行われました。</p> <p>イ 機関投資家要件について、(31)と同様の改正が行われました。</p> <p>ロ 導管性要件について、投資口に係る国内募集割合を50%超とする要件に係る規約への記載又は記録を、発行をした投資口の合計で行うこととされました。</p> | <p>(31)の適用時期等と同様となります。</p> <p>投資法人の平23. 6. 30以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、投資法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> |
| <p>(33) 振替国債の利子等の非課税等 (措法67の17⑦⑧、措令39の33の3⑧⑨、23年6月改正法附則63)</p> | <p>○ 外国法人が支払を受ける証券貸借取引(担保付)に係る担保金利子及び貸借料等について法人税が非課税とされました。</p> | <p>外国金融機関等が平23. 6. 30以後に開始する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける特定利子及び貸借料等について適用され、外国金融機関等に該当する外国法人が同日</p> |

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 |
|---|---|---|
| | | 前に開始した債券現先取引につき支払を受ける特定利子については、従来どおり適用されます。 |
| (34) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(旧措法68の2②、旧措令39の34の2②③、旧措規22の19の5②、23年6月改正法附則64) | ○ 共済事業を行う消費生活協同組合等の共同現物出資に係る措置が廃止されました。 | 平23.6.30前に行った共同事業現物出資については、従来どおり適用されます。 |
| (35) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例(措令39の35の2③、措規22の18の4①、改正措令附則28) | ○ 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例について次の改正が行われました。 イ 機関投資家要件について、(31)と同様の改正が行われました。 ロ 2以上の種類の受益権が募集される場合における国内募集割合を50%超とする要件に係る資産信託流動化計画への記載については、それぞれの種類の受益権ごとに行う旨を明確化することとされました。 | (31)の適用時期等と同様となります。受託法人の平23.6.30以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、受託法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 |
| (36) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止(措法68の4) | ○ 適用期限が平成26年3月31日まで3年延長されました。 | — |